

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成26年5月2日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 奥山委員 間野委員 坂本委員 西川委員 岡田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 26 年 5 月 2 日（金）午前 10 時 00 分

1 会議録の承認

2 教育長一般報告・その他報告事項

3 審議案件

教委第 5 号議案 横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について

教委第 6 号議案 横浜市立学校の管理運営に関する規則及び横浜市立高等学校通学区域規則の一部改正について

教委第 7 号議案 平成 26 年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について

教委第 8 号議案 横浜市教科書取扱審議会への諮問について

教委第 9 号議案 横浜市教科書取扱審議会委員の任命について

教委第 10 号議案 横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について

教委第 11 号議案 横浜市立小学校の清掃活動中の事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

今田委員長 おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

初めに会議録の承認を行います。4月4日の会議録署名者は西川委員と私です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。なお、前回4月18日の会議録については準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いいたします。

岡田教育長 【教育長一般報告】

1 市会関係

○4/24 こども青少年・教育委員会（最終）

それでは、市会の関係で1件御報告させていただきます。

4月24日に、こども青少年・教育委員会が開催されました。この委員会が、現在の先生方のメンバーで最後の委員会になりました。報告事項として、附属機関の開催状況について、2点目に横浜市教育振興基本計画の検証について、3点目に、横浜市立中学校夜間学級についてということで、現状の報告をさせていただきました。また、平成25年度学年度末における通知表の誤記載及び誤配付について報告し、謝罪いたしました。最後に、寄附受納についての報告を行いました。

市会関係は以上です。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

3 その他

その他、特段報告事項はございません。

今田委員長 教育長の報告が終了しましたが、御質問等ございましたら、どうぞ。よろしいですか。

それでは、特に御質問等がなければ、議事日程に従い、審議案件に移ります。

まず、会議の非公開についてお諮りします。教委第9号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」、教委第10号議案「横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について」は、人事案件のため、教委第11号議案「横浜市立小学校の

清掃活動中の事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」は、事前に公開することにより、議会の審議等に支障が生じる案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、教委第9号議案、教委第10号議案及び教委第11号議案は非公開いたします。

議事日程に従い、教委第5号議案「横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について」所管課から説明をお願いします。

伊東総務課長

総務課の伊東です。よろしくお願いいたします。

教委第5号議案「横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部改正について」、1枚おめくりいただきまして、提案理由でございます。地方公務員法の一部改正に伴い、職員の配偶者同行休業に関する専決事項を定める等のため、横浜市教育委員会事務局等専決規程の一部を改正したいので提案いたします。

次の3ページが改正案になってございますが、説明資料はずっとおめくりいただきまして、新旧対照表の後ろに参考資料ということで付けてございますので、こちらで御説明をさせていただきます。

それでは、説明をいたします。趣旨でございますが、地方公務員法が改正されて、配偶者同行休業制度が盛り込まれたことに基づきまして、横浜市職員の配偶者同行休業制度に関する条例が制定されました。これに併せて今回教育委員会事務局等専決規程の専決事項を改正いたします。

配偶者同行休業制度の概要でございますが、本市職員の配偶者が外国で勤務する等に伴いまして、配偶者と海外での生活を共にすることを希望する有為な職員について、3年を超えない範囲内で休業することを承認することができる制度でございます。条例で定める承認要件や給与の扱いは、次のページに記載のとおりでございます。

承認要件としては、本市在職2年以上の一般職員、勤務成績が良好、復帰後おおむね5年程度の在職期間が見込まれるなどの条件がございます。

それから、休業の対象となる事由は、配偶者が海外での勤務、海外において個人が業として行う活動、海外の大学における修学などが事由として挙げられております。給与につきましては、休業期間中支給しないこととされております。

以上が条例の内容でございますが、先ほどの参考資料にお戻りください。3番のところでございますが、教育委員会事務局等専決規程の改正の箇所でございます。(1)といたしまして、市費の職員を所管する総務部長及び教職員人事部長の専決事項に配偶者同行休業に関するものを加える改正をいたします。なお、県費の職員につきましては、県の条例が制定され次第、またこの規程を改正することといたします。(2)でございますが、規程の改正に併せまして、語句を一部整理いたします。例えば、中央図書館の担当部長がこの4月1日から廃止されておりますけれども、規程の中にまだ専決事項が残っておりますので、こちらの項目を排除することなどを一部文言整理をしたいと思います。

市報の掲載は5月15日です。適用につきましては、4月1日に遡るということで御了承いただければと思います。

以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しましたが、御質問等ございましたら、どうぞ。よろし

いですか。では、特に御意見等がなければ、教委第5号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、原案のとおり承認いたします。

次に、教委第6号議案「横浜市立学校の管理運営に関する規則及び横浜市立高等学校通学区域規則の一部改正について」所管課から説明をお願いいたします。

小口指導部担当部長

指導部でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第6号議案書の2ページをお開きください。提案理由でございます。横浜市立南高等学校の単位制による全日制の課程の廃止並びに同校普通科及び横浜市立戸塚高等学校普通科音楽コースの通学区域の変更に伴い、横浜市立学校の管理運営に関する規則及び横浜市立高等学校通学区域規則の一部を改正したいので、提案いたします。

具体的な内容につきましては、高校教育課長から説明いたします。

西村高校教育課長

高校教育課の西村でございます。よろしくお願いいたします。

まず、3ページにございますが、横浜市立学校の管理運営に関する規則の一部の改正についてでございます。

そちらに書かれておりますが、見やすいものとして、後ろの5ページ目に新旧対照表がございます。その欄の上から6番目に横浜市立南高等学校がございます。「単位制による全日制の課程」、「普通科」という上段を削除いたします。こちらにつきましては、南高等学校が25年4月1日入学生より学年の区分による教育課程、すなわち学年制に移行しております。22年度までの入学生は、単位制による教育課程で入学しておりますが、現在の3年生が来年の3月31日をもって卒業いたしますので、学年制の生徒のみになります。したがってこの度、規則を改正させていただきたいと思っております。それがまず1点でございます。

その次に、3ページにお戻りいただきまして、横浜市立高等学校通学区域規則の一部改正についてでございます。ここの第2条として、理由等について書かれておりますが、こちらにつきましても、6ページの新旧対照表を見ていただければと思っております。具体的には、別表（第4条関係）のというのが就学特例について定めた部分でございますが、就学特例の別表については、7ページに載っております。その中で、横浜市立南高等学校、先ほどお話ししました単位制の課程等の別につきましても、全日制の課程のみになりますが、普通科、8%だったものを就学の特例の割合を30%ということにさせていただきたいと思っております。

南高等学校の状況でございますが、現在、附属中学校の第1期生の卒業が来年の3月になりまして、4月から南高校に入学してまいります。南高等学校附属中学校の募集内容の定員割合は、市内学区を全域としておりますが、市外から30%を上限として入学を許可しております。その割合と同様に南高等学校につきましても来年度入学生から30%に変更したいということでございます。

もう一点は、一番下段になりますが、横浜市立戸塚高等学校、単位制による全日制の課程、普通科ということで全体を8%、それから音楽コースにあっては30%というのが今年度の入学者選抜検査、就学の特例でございましたが、来年度より音楽コースを除いたところで8%にいたします。そういたしますと、音楽コースは県内全域という形で新たに就学の特例の割合を設けるということでございます。

こちらにつきましては、昨年度お話しさせていただきましたが、専門学科等につきましては、カリキュラムの特殊性もあり、県内全域にしたところがございます。音楽コースは普通科というふうな分け方をしておりますが、カリキュラム等のことを考えますと、専門性が高く、また特色ある科目を設置しております。したがって専門学科同様、広く県内全域に門戸を開くことが望ましいと考えますので、県内全域という形で特例を設けたいと考えております。

以上、2点でございます。関連して、改正案の新旧対照表6ページでございますが、様々なところで「及び」を「並びに」に変えたり、文言の修正を入れておるところでございます。

規則改正につきましては、4ページの附則にございますが、27年4月1日から施行するものでございます。2番に、第2条の規定による改正後の横浜市立高等学校通学区域規則の規定に基づく平成27年度における横浜市立高等学校への就学のために必要な行為は、この規則の施行前においても行うことができると定められておりますので、本日決定していただけることによりまして、今後も来年度の入学者選抜の手続を行う様々な書式がございますが、必要な規則等の改正というふうに捉えていただければと思います。よろしく申し上げます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきたいと思っております。

今田委員長

所管課から説明は終了しました。御質問等ございましたら、どうぞ。

奥山委員

ありがとうございます。戸塚高校の音楽コースについては、今年は少し苦戦したところがあったと思うんですけど、これを県域に広げるということで、今年も既にお問い合わせといったもののような、このことで大分事情が変わってくるというような見込みといたしますか、反響のようなものがあるのかということと、こういったことを中学校にきちんと伝えていくということ、その方法等についてお知らせいただければと思います。

西村高校教育課長

まず、1点目でございます。今年度の入学者数につきましては、学区外から12人ということで、30%ぎりぎりのところで入学してきております。学区外の生徒、中学生の興味・関心は、市内の生徒同様あると思っております、県内全域に広げることで、様々な生徒が学ぶことができると考えております。

また、周知等につきましては、学校がもう始まって、入学生、1年生に授業をしておりますが、様々な特色ある授業等について、教員もまた学校全体として生徒たちを受けとめて、今進めているところでございます。今後も周知等につきましては、中学校の先生方の御協力を得たり、また、戸塚高校音楽コースで考えております、様々な企画、例えば楽器演奏の中学校向けの講習会等々、そういうようなことも含めまして、周知をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

奥山委員

ありがとうございます。南高校は1クラス募集ということもありますし、とても大事なことだと思いますので、この枠を広げるというだけではなくて、やはり周知の部分でも力を入れたほうがいいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

今田委員長

どうぞ。

西川委員

すみません。今の戸塚高等学校の音楽コースの件なんですが、私も全域にして

いただいたほうがよろしいかなというふうに思っております。賛成しております。それで、今奥山委員からお話がありました周知の方法なのですが、中学校のほうにかなり明確な方針とか、いろいろなことを周知していくこともすごく大事です。これは物すごくやらなくてはいけないかなと思うんですが、その他にやっぱり音楽というと、高校だけでは完結できないんですね。実は、小さいときから訓練されている部分がありますので、できれば今、小中ブロックがすごく連携しておりますので、小学校のほうにも周知を広げていただけると、高校行ったときにはこういうのがあるんだと、私は画期的なコースだと思っておりますので、是非その辺りも併せてお願いしたいと思っております。

西村高校教育課長

ありがとうございます。そのような形で小学生も含め周知をしてまいりたいというふうに思っております。

今田委員長

私、この議案の7ページを見たときに、この表だけで、なかなかこの音楽コースが県内全域になるというふうになかなか読み切れませんでした。専門家は読めるのかも分からないけど。音楽コースが県内全域になることと、その周知の話と、それからもう一段、魅力アップしますよという部分を、西川先生のような造詣の深い方がおいでになるから、是非いろいろな周知の仕方と併せて工夫をお願いしたいなと思っております。

小口指導部担当部長

分かりました。ありがとうございます。

西川委員

ありがとうございます。

今田委員長

すみませんね。本人は言いにくいと思うので、私の方から言ってしまいました。

西川委員

もう一つなのですが、やっぱり施設設備のところにつきまして、すごく力を入れていただいて、加速度的に今進行しているというお話を伺ってますが、是非少しでも早目に良い条件の中で勉強させてあげていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

今田委員長

よろしいでしょうか。特に御意見等がなければ、教委第6号議案については、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは原案のとおり、承認いたします。よろしく願いいたします。
次に、教委第7号議案「平成26年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について」所管課から説明をお願いします。

入内嶋指導部長

指導部長入内嶋でございます。教委第7号議案、本年度、平成26年度の横浜市教科書採択の基本方針の策定について御提案申し上げますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

詳細につきまして、指導主事室長から御説明させていただきます。

吉原指導主事
室長

指導部指導主事室長、吉原でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、平成26年度横浜市教科書採択の基本方針の策定について、提案をさせていただきます。

おめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。提案理由でございます。教科用図書の手配については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号により、教育委員会の職務と規定されている。平成26年度における横浜市の教科書採択にあたり、採択の手続きの基準を明確にし、公正かつ適正を期するため、基本方針を策定したいので提案する。

続きまして、3ページにあります、平成26年度横浜市教科書採択の基本方針(案)、こちらを読み上げさせていただきます。

(前文)

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織配列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり平成26年度横浜市教科書採択の基本方針(以下「基本方針」という。)を定める。

1 教科書の採択について

(1) 平成26年度は次の教科書を採択する。

ア 小学校において平成27年度から平成30年度まで使用する教科書

イ 高等学校(南高等学校を除く。以下同じ。)において平成27年度に使用する教科書

ウ 南高等学校において平成27年度に使用する教科書

エ 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において平成27年度に使用する教科書

なお、中学校及び南高等学校附属中学校において使用する教科書は、平成23年度に採択した教科書を平成27年度まで継続使用する。

(2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書(以下「一般図書」という。)を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書(以下「著作教科書」という。)の中から採択する。

(3) 採択が終了した後に、高等学校、南高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要がある場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2 採択の基本原則

(1) 公正かつ適正な手続き

文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の権限と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。

(2) 教科書の調査研究

教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

(3) 静ひつな採択環境の確保

教科書の採択が、公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。

(4) 開かれた採択の実施

基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、開かれた採択に努める。

3 採択の観点

教科書の採択に当たっては、「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現を目指して、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

(1) 教育基本法、学校教育法、学習指導要領、「横浜版学習指導要領」及び「横浜市立高校版学習指導要領」の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

(2) 「横浜市教育振興基本計画」に基づく学習活動に適したものであること。

(3) 教科書として内容の配列、分量が適切で、資料等の表現が児童生徒にとって使いやすい工夫がされていること。

[高等学校]

(4) 高等学校及び南高等学校において使用する教科書は、各校の使命、生徒の学習状況や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

[特別支援学校及び小・中学校個別支援学級]

(5) 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4 採択の流れ

(1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針に基づいて、具体的な調査・審議を諮問する。

(2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書を取りまとめ、教育委員会に答申する。

(3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その権限と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5 調査研究について

(1) 小学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編集趣意書、教科書見本により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

審議会は、小学校の児童の学習実態等について十分に調査研究を行う。

(2) 高等学校用教科書

ア 教科書

審議会は、関係法令、学習指導要領、文部科学省及び神奈川県教育委員会の通知、教科書編集趣意書、教科書見本並びに「横浜市立高校版学習指導要領」に基づいて、教科書目録に登載された教科書について十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

高等学校においては、教科・科目の開設状況が各学校において大きく異なり、それに伴う生徒の学習実態も学校毎に異なっているため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

(3) 南高等学校用教科書

ア 教科書

審議会は、関係法令、学習指導要領、文部科学省及び神奈川県教育委員会の通知、教科書編集趣意書、教科書見本並びに「横浜市立高校版学習指導要領」に基づいて、教科書目録に登載された教科書について十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

南高等学校においては、学校の特色に配慮し、適切な学習活動の実現を目指すため、審議会は、生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を学校長に求める。

(4) 特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書

ア 教科書

審議会は、関係法令、学習指導要領、文部科学省及び神奈川県教育委員会の通知並びに「横浜版学習指導要領」に基づいて、文部科学省の特別支援学校用（小・中学部）教科用目録に登載された著作教科書及び平成27年度使用一般図書一覧に登載された一般図書について十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

特別支援学校及び小・中学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各学校長に求める。

6 その他

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

以上でございます。

今田委員長

所管課から説明が終了しました。御質問等ございましたら、どうぞ。よろしいですか。それでは、私のほうから一つ。

4 ページのところの採択の観点で、「横浜市教育振興基本計画」と書いてありますが、教育振興基本計画は22年度から26年度までの計画になっていて、新しい第2期の計画をこれからつくっていかうというところです。そうすると、ここに載っているこの教育振興基本計画、第1期の分と第2期の分とは少し異なる新しい視点がいろいろ出てきます。普遍的な部分はあるかも分からないけれども、この場合には、どちらをどういうふうに観点として加味していく形ですか。ちょっと嫌味みたいな質問だけど。

吉原指導主事
室長

現在は、新しい振興基本計画が検討中でございますので、ここで示させていた
だいております教育振興基本計画は、現行のものとして捉えております。

今田委員長

教科書は27年度から30年度まで使用する。そうすると、そのときに生きている
基本計画は新しいものが生きている。その点について何かありますか。

入内嶋指導部
長

よろしいですか。

今田委員長	すみません。
入内嶋指導部長	本来なら、「第2期教育振興基本計画はこれです」ということが、外に対して、市民の皆さんに示されていれば、委員長がおっしゃるように、と思っていたところでございますけれど、まだ策定の途中ということでございましたので、私ども指導部としては現行のものと捉えたほうがいいだろうと判断させていただいたところでございます。
今田委員長	表現の仕方として、何か、もう少し丁寧にしたほうがいいのかという気は多少しますけどね。どうですかね。
間野委員	対外的に公表する話と教育委員会の内部で諮問答申して検討する話は分けて考えてもいいのではないかと思いますし、この場では検討していませんけれども、これまで我々教育委員会でも何度か報告を受けて、意見も申し述べさせてもらっていますので、タイムラグがない、新しい計画案を参考にしながら採択していただくほうが私は現実的ではないかと思います。また、その時流に乗り遅れないで済むのではないかと思います。意見です。
今田委員長	よろしいですか。どうぞ。
坂本委員	私もお二方の意見に賛成で、はっきり言ってしまえば、もしかしたら形骸化するかも、形骸はちょっと言い過ぎですけど、かもしれないものに形式的に取り込んで、これからの大事な教育を考えるとというのは、どう考えても私はおかしいと思いますね。そこにあるのは、まだ公式になってないものについて、誰が責任を持つかという問題を考えると、異議あるものになりますけど、そこはやっぱり教育長とか教育委員会とか、状況が分かっているところがある程度責任持って、新しい計画案でやるということは、これは子供のために当然のことじゃないでしょうか。
今田委員長	どうぞ。
岡田教育長	それでは、4ページの3採択観点の(2)ですけれども、「第2期横浜市教育振興基本計画(案)」というふうにさせていただくことでよろしいでしょうか。
坂本委員	趣旨を踏まえということで、案ができなければ、趣旨でも。やっぱり大きく変わるところがありますからね。
今田委員長	もう一点。「4 採択の流れ」のところで、全体的にもスマートに書いてあるんだけど、採択する立場からすると、「3 採択の観点(1)」にある、「各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること」については、細かいことは別にして、大きな観点をこういう言い方で表現する方法として一つあるんだろうなと思います。ただ、「4 採択の流れ(1)」の「本方針に基づいて、具体的な調査・審議を諮問する。」という、これは言葉としてそういうことを言っているのか、また違う何か、具体的な何かを意図しているのか。今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針に基づいて具体的な調査・審議をするということでもいいんですか。

吉原指導主事 室長	そういう御理解をしていただけるとありがたいと思います。最終的にはやはり学習指導要領に基づいて子供たちの学習にふさわしい教科書を選定していくということが望ましいわけですので、採択の観点として大きく取り上げさせていただいている内容について、具体的に各教科においては、学習指導要領に示されている内容に沿った調査研究を進めていただくという形で考えております。
今田委員長	他にございますか。どうぞ。
間野委員	今の委員長の発言を受けてですが、調査項目がやっぱり極めて重要だと思います。調査を審議会にお願いするわけですので、その調査項目はいつどのようにどこで定めるのか、教えていただけないでしょうか。
吉原指導主事 室長	調査項目は今お話し申し上げましたように、学習指導要領に示された内容に沿ってということで、各教科で設定をして進めさせていただきたいと思います。
間野委員	教科書目録に載った段階で学習指導要領に全て沿っていますので、その中でどこを重視しているのかとか、例えば新しい教育振興基本計画や「横浜版学習指導要領」、さらにどこを重点化しているのかというのが、多分調査項目になるはずなんです。それについて、いつどこで誰がどのように定めるんでしょうか。つまり、教育委員会でこの場でその調査項目について審議する機会というのはあるんでしょうか。
坂本委員	ちょっといいですか。ということは、調査項目は結局、答申が提出されたときに我々が判断をするポイントになるということですよ。ですから、私たちが判断をするポイントが分からない調査項目というのはあり得ないだろうと思うので、間野委員の言っていることはそのように理解していいですか。でしたら、当然なことで、事前にちゃんと考えられるべきことですね。
入内嶋指導部 長	よろしいでしょうか。従来は、細かい教科書の調査項目というものをこの教育委員会の場で審議いただいたことはございません。学習指導要領で、今、室長が申し上げましたとおり、学習指導要領に則って、各教科で押さえなくてはならない観点が定められております。検定は通っているものの、表現の仕方とか、教科書によって軽重とか濃淡とかございますので、指導要領に則った教科の内容によりふさわしいかということがポイントになります。いつも指導要領の中に書かれているものが調査項目になっていたものですから、従来は教育委員会のこの場で御審議いただいたことはありませんでした。私どもとしても従来どおり、その調査項目、指導に示されている内容に沿って教科書の調査をすればと考えていたものですから、今御質問いただいたときにどうしようかとちょっと迷ってしまったところがございます。
今田委員長	私の経験から言うと、今言われたのとちょっと違うので、今まではこの採択の観点としてたくさん書いてありました。たくさん書いてあって、それは全教科に共通的なことが書いてあって、ポイントが正直はっきりしていませんでした。そういう書き方ではなくて、全教科に共通するものと、それから各教科ごとに求められる特性みたいなものをやはりより明確にすることによって、それは採択の観点というものがより明確になるんじゃないかなと。大きな意味では、もちろん国の検定も通ってきてはいるんだけど、特に今言っている「横浜版学習指導要

領」云々というような、「知・徳・体・公・開」やビジョンのことも入ってくるでしょうし、そういう観点というものを何かどこかでしっかり明確にしないと、これだとスマートに言うてはいるんだけども、どの視点で判断することをきちっとみんなで了解しているのかという、ポイントがよく具体的に見えないんじゃないかと思います。国の観点に基づいてこういう判断をしましたよという捉え方が、これだとやっぱりよく見えないという気はしますね。細かく全部に共通する基準というの、最大公約数的に全部に共通する項目と各教科において特に求められる部分と、ある意味で分けするには正直のところなかなか難しいかも分からないし、それはまた違う注意が要るのかも分からないけど、これだと、余りにも調査項目というのがよく見えない感じになっています。だから、それをどこかで明らかにしておいたほうが誤解がないのではないかなという気がしますけど。

入内嶋指導部長 それでは、今頂戴しました御意見をもとに少し事務局のほうで検討させていただくということでしょうか。

今田委員長 そのような形でよろしいですか。「3 採択の観点(2)」の教育振興基本計画の表現の仕方のところと、それから、「4 採択の流れ(1)」のところ、この辺りのところは少しもう一度検討していただくとありがたいなと思います。よろしいですかね。これはそういう意味でいくと、今日はその答えが正直出ませんが、よろしいですか。

入内嶋指導部長 委員長、よろしいでしょうか。教育振興基本計画については、先ほど教育長から修正案を言っていただきました。そして細かい調査項目については、再度検討させていただいて御提案、相談させていただきますが、日程が限られておりますので、基本方針の全体像は御承認いただいて、どうしてもこれは採択をして需要数を報告するまで限られた日程の中で動いておりますので、基本方針全体像については御承認いただけたらありがたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

今田委員長 どうぞ。

坂本委員 今皆さんがおっしゃるのは細かい調査項目ではないんですよね。細かい調査項目は、何て言うんでしょう、それはもう皆が一応チェックはするんでしょうけど、その中でプライオリティーの高い、ここだけは外さないで我々がチェックするというのを、だから濃淡というか、プライオリティーというか、それを示してあげないと、細かい項目を一生懸命やって、こちらも細かいものを見るなんていうことは不可能ですよ。そういうことなのではないんでしょうか。細かいという言葉尻をつかまえるようで大変恐縮ですけど、そこをはっきりしとかなないと、また後で混乱するような気がしますね。細かいのはもうお任せしていいと思うんですよ。その中で我々が関心を持って見なきゃいけないプライオリティーの高い項目がどれかということじゃないんでしょうか。

今田委員長 そういうことでいくと、例えば5ページのところを、「本方針に基づいて、これは別途定める具体的な調査項目等に基づいて調査・審議を諮問する。」ということで承認することによって、この大きな流れというものには齟齬をきたさない感じでいけるのかなと思います。本方針に基づいて別途具体的に定める調査項目等をもとに審議を諮問するというふうにすれば、それはそれで大きな流れは変わ

らず、物理的に皆さんがその期間の問題があることも解決できるのかなど。それはそのような格好でやるかは別にしたとして、そのほうが分かりやすいですね。何かこれだと、これで基づいて審議したと言われても、少し視点がよく見えないかなど。いいですか。

岡田教育長

よろしいでしょうか。採択の時の視点は、それぞれ委員の先生方お一人お一人でお持ちの視点があると思うんですね。それは採択の時に発揮していただくということになるんですけれども、ここで定めるべきことは、お一人お一人の採択の観点ではなくて、全体の教科書を見て、候補を幾つか挙げてくる時の作業としての方針ということになりますので、どこまで決めるかっていうのはなかなか難しいなと思ってまして、先ほどの「採択の観点」の(2)のところは当然のこととして、これからの計画が生かされるというのは、私も当然だと思いますので趣旨というように書かせていただきますが、調査項目は、その項目について調査研究をするので、その項目がいいのかどうかということになりますと、教科別にはかなり詳細になりますので、それはそういう項目なんだってことを確認いただく作業だけになるんですね。ですから、坂本委員が、その中でピックアップしてということはありません。教科ごとの調査項目は必要なものはちゃんと出して調査研究にあたりますので、その観点のどこを見ていくか、あるいは採択の時に何を主眼に採択するかというのは、それぞれの委員の方たちの考えですので、それを委員会として集約するというのは、それは今の作業ではないというふうに考えていますけれども。

坂本委員

私が確認したいのは考え方なんです。案が上がってきてから、それぞれの委員がそれぞれの意見を言ったら、ばらばらになりますよね。またそこですり合わせをやることになるから、意見が一致しなくてもいいんだけど、どの観点が絶対に逃してはいけないところかということを考えなければいけないと思います。各委員もどの観点についてはちゃんと自分の意見を持たなきゃいけないという委員会の心構えの問題もあって、これしか調べるなど言うのではなくて、委員会の中で、ここは特に重点にするというように、調査項目によって、教科書によって粗密があるんじゃないですか、例えば、よく分かりませんが、歴史の教科書なんかは当然どこについてよく観点を絞って見てくださいというのはありそうな気がするんですね、この度学習指導要領解説の改訂で出されたこともありますから。だから当然そういうことあるんですけど、どう言ったらいいのかな、要するに、案が出てから委員がばらばらに意見を言って、こっちが大事だとか議論すると非効率ですよ。それを事前にやるか、事後にやるかで、事前にやるチャンスがあった方がよりいいなということで、スケジュールで絶対無理っていうなら、私はそれ以上分かりませんが、委員長が一番その辺りは御経験がおありでしょうから、委員長の御判断に従います。

今田委員長

さらっと流れてはいるんですけども、これは最大公約数的なものが何か、ここでもう一つ何か判断基準みたいな大きなものがないと、すごく恣意的に判断したみたいな話になりはしないですか。国の検定を経た教科書の中から選ぶわけだから、少なくとも、一応検定を受けているわけだけれども、その中でこういう採択の観点を定めてやっていくという時点で、これだと、少しその観点が見えないんではないのかなというのも多少危惧をして言ってるのだけ。

入内嶋指導部長	<p>よろしいですか。先ほど教育長が言っていたように、学習指導要領で押さえなくてはならないことは、当然全教科書が押さえないと、検定が通らないということになるかと思えます。委員長がおっしゃるように。その教科の内容を示したものを全て、その項目ごとに調査してもらおう場合、例えば、A社は、この項目1については大変詳しく書かれているとか、B社は、2番目の項目について大変詳しく書かれているとか、そのようなことは全項目にわたって、教育長が申し上げたように、調査してもらわねえんです。ですから、そのような形で今までやってきたものですから、私どもとしては、そのようにやろうと思っておりました。調査結果をトータルで見ると、その教科書の特徴が全体像の中であらわれてくると考える、ということなんですけど。</p>
岡田教育長	<p>よろしいでしょうか、委員長。3人の委員がおっしゃったことをちょっと考えまして、こういう言い方をしたらどうかと思えます。例えば、横浜のビジョンの特徴としては、「公・開」というところが非常に特徴的なものになりますけれども、そういう視点で見たときの調査項目はこれですとか、新しい基本計画の趣旨の中でここに力を入れていきたいのは、ここここですということを、調査項目の中に印をつけていく、それがこれとこれだということの調査項目というもの、その視点だというようなところの整理ということでもよろしいでしょうか。</p>
今田委員長	<p>一つの方法でしょうね。これにも、本方針に基づいて具体的な調査・審議を諮問する表現の中だけでは、ちょっと言葉悪く言うと雲をつかむような感じですね。だから、今、教育長が言ってくれたようなことが入っていると、諮問を受ける方もそうだろうし、それを踏まえて判断するほうも、分かりやすくなります。だから、本方針に基づいて別途定める具体的な調査項目等を踏まえ、審議を諮問するかと言うと、それは今ここでは出てないんだろうけども、具体的な調査項目、この2期の計画を踏まえているものにもなると思います。何かそこに具体的なものがあることによって、スムーズに物事が進んでいくんじゃないかなというふうに思います。そうすることによって、より流れが具体的に明確になるんじゃないでしょうかね。そんな気がしますけど。委員の皆さん、他にもいろいろ御意見があるかも分からないですけど。どうぞ。</p>
奥山委員	<p>やはり皆さんの意見からいうと、ここの「採択の観点」は、本当に漠とした大きな観点で、一方で、多分教科書調査の調査項目で言うと細かい内容ですよ、その間がないというんでしょうか、調査項目をもう少しまとめ上げるような感じの観点がこれなのか、別途定めるということなのか。この調査項目を先に見るというよりは、もう少し前段階のこの「採択の観点」の1、2、3のところ、そこをもう少し分かりやすくしてはと思ったのですが、いかがでしょう。</p>
今田委員長	<p>流れとして、これを全体で見た場合に、そういうものは今の時点ではそれはまだ細かくはできてないけども、いずれそういうものをきちんとやりますよということのほうが分かりやすい、理解しやすいんじゃないかなと私は思うんですけど。今、奥山委員が言われたのも、多分そういうことではないかと思えますけど。</p>
岡田教育長	<p>委員長、よろしいでしょうか。</p>
今田委員長	<p>どうぞ。</p>

立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、別添のとおり「平成26年度横浜市教科書採択の基本方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、これに従って採択を行うこととした。

この基本方針は、基本原則、採択の観点、採択の流れ等を明確に示し、適切な手続きのもと、教育委員会の権限と責任において教科書の採択を行うことを明文化するものである。

本年度の教科書採択にあたっては、基本方針に則り、市民に開かれた教科書の採択を適正・公正に実施することが重要である。

教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例第2条第1項に基づき、次の事項について、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」という。）に対し調査・審議を諮問する。

以下の文章につきましては、基本方針でお話したことと重なりますので、省略をさせていただきます。

以上でございます。

今田委員長 所管課から説明は終了しました。御質問等ございましたら、どうぞ。よろしいですか。御意見等がなければ、教委第8号議案については、原案のとおり承認ということによろしいですか。

各委員 <了 承>

今田委員長 それでは、原案のとおり承認します。以上で公開案件の審議が終了しました。その他、委員の皆様から何かございますか。なければ、事務局から何か報告事項ございますか。

伊東総務課長 次回の教育委員会臨時会は、5月19日月曜日の午前10時から開催する予定ですので、よろしくお願いいたします。

今田委員長 皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は、5月19日月曜日の午前10時から開催する予定です。別途通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も御退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<非公開案件審議>

教委第9号議案「横浜市教科書取扱審議会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第10号議案「横浜市いじめ問題専門委員会委員の任命について」
(原案のとおり承認)

教委第11号議案「横浜市立小学校の清掃活動中の事故に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について」
(原案のとおり承認)

今田委員長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時34分]